

一 一般支部員及各地の團體に対し、三團體排斥反対運動の意義を充分に徹底せしめること（声叫書等を参照）

二 各地の農黨支部は支部聯合会及び準備会を動かして、三團體排斥反対の決議及声叫書を發送すること。

三 声叫書と決議は党本部、及び各地の支部支部聯合会、準備会又各個回無産團體協議会に送りしめること。

四 三政黨問題、政治運動に関する演説会及一般の集會に於て、此の問題を大衆の間に徹底せしめ、反対運動に参加せしめること。

五 四次期党中央本部（十月開催）に対し、各支部、及準備会から決議せしむること。

六 労働農民党支部承認問題並に支部組織に関する指令

【理由】

労働農民党第三回中央委員会に於て三團體排斥が決議せられた直後本部は各々が党に對してとるべき態度を次の如く指示した。

一 三團體排斥反対決議

二 労働農民党支部の支持のために積極的活動を繼續すべきこと。

第三回中央委員会に更に根本方針に甘んじ、支部承認並に支部組織について各々の従ふべき事項を次の如く決定した。

【方法】

一 支部承認運動

イ 出来た支部の承認を本部に求めず、大会までこの問題に觸れが
ること。